

議 長	局 長	次 長	局長補佐	局長補佐	係 長	書 記

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和4年1月12日(水)			
会議時間	開会	午後3時15分	閉会	午後4時54分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 猪 股 晃	
	委員 千葉 大作			
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	栃澤調査係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	鈴木保健福祉部長、黒井子育て支援課長、宮野児童家庭係長			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 (1) 子ども・子育て支援制度について			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和4年1月12日

(午後3時15分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は、9名です。
全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会いたします。
本日の委員会には保健福祉部長の出席を求めました。
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。
本日の案件は、御案内のとおりです。
所管事務調査を行います。
子ども・子育て支援制度についてを議題とします。
当局より説明を求めます。
鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長 : 改めて、委員の皆さん、明けましておめでとうございます。
本年もどうぞよろしくお願いいたします。
本日は、子ども・子育て支援制度について説明してほしいというお話しでしたので、担当課長以下、2名を連れてまいりました。
保健福祉部次長兼子育て支援課長の黒井です。
それから、子育て支援課課長補佐兼児童家庭係長の宮野でございます。
以上です。
委員の皆さん、大変お疲れのところと思いますが、きょうは非常にページ数の多い資料をお持ちしましたが、後でお読みいただきやすいようにかわいい絵を入れたものをお持ちしておりましたので、きょうの説明についてはかいつまんで、要点についての説明とさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。
それでは、説明は黒井子育て支援課長から申し上げます。

委員長 : 黒井子育て支援課長。

子育て支援課長 : それでは本日は子ども・子育て支援新制度についてということで資料ナンバー1と、それから一関市の保育の状況についてということで資料ナンバー2の2つを用意してございます。
最初に、子ども・子育て支援新制度について、資料ナンバー1で説明させていただきます。
近年、少子化、核家族化、それから地域のつながりの希薄化、単身赴任などが増加しておりまして、身近なところで、気軽に子育てについて相談できない家庭が出てきております。
そうしたことで子育ての不安だったり、孤立感を感じている家庭も少なくない状況で

ございます。

また、保育所では待機児童が発生しておりまして、仕事と子育てを両立する上では、十分な環境だとは言えない状況でございました。

こうした子育てに係るさまざまな課題を解決するために、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしてございます。

制度のポイントは大きく3つでございます。

1ページに丸が3つ書いております。

これは平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立しまして、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくというものでございます。

この実施に当たりましては、消費税の引き上げに伴いまして確保した財源を活用して、サービスの質・量の拡充を図っていくというものでございます。

そして3つ目の丸ですが、これは平成27年4月から本格施行ということで、市町村が地方版子ども・子育て会議の意見を聞きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定して実施していくというものでございます。

次に2ページをごらんください。

こちらが制度の趣旨、主なポイントということで、ただいま説明した3点と重複するものがございすけれども、主なポイントということで、まず①は、認定こども園、幼稚園、保育所といったものの運営に要する費用について、共通の給付ということで、施設型給付というものができました。

それから後で御説明いたしますが、小規模保育というものが新たにできたのですけれども、こちらへの給付については地域型保育給付というものが創設されてございます。

②でございすが、認定こども園制度の改善ということで、こちらは幼保連携型認定こども園が改善されたということです。

これまで認定こども園と言っても、幼稚園は文部科学省の、それから保育園は児童福祉施設ということで厚生労働省の管轄で、これまでは認可、指導監督を2つのほうから受けるという二重の手続が必要だったのですが、一本化されてその建物、施設についても学校及び児童福祉施設ということで、法的に1つの施設で、対応できるように位置づけられたということが大きな改善点でございます。

③ですけれども、地域の実情に応じた子ども・子育て支援、ここには利用者支援、地域子ども支援拠点と書いてありますが、全部で13の地域子ども・子育て支援事業の内容を充実するというものでございます。

④ですが、これらの実施主体は市町村ということになります。

市町村が地域の住民のニーズを把握しながら、必要な給付の量などを子ども・子育て支援事業計画の中に位置づけまして、実施していくというものでございます。

それを国、県がバックアップするという形になります。

⑤ですが、社会全体による費用負担ということで、先ほど申し上げましたこれらに係る財源としましては、消費税の引き上げにより確保する必要があるというような状況でございました。

それが、消費税の引き上げが前提となつてございました。

⑥として、政府の推進体制ですけれども、こちらは制度ごとにばらばらだった政府の

推進体制、厚生労働省、文部科学省の子ども・子育て支援に係る部分を内閣府に子ども・子育て本部を設置して、ここが一元管理していくという形になりました。

⑦ですが、子ども・子育て会議の設置ということで、子ども・子育て支援事業計画を策定する場合、さまざまな方、例えば保護者、子育て支援事業にかかわる従事者、団体の関係者の方、それから地域の有識者、そういった方々の意見を聞きながら計画を立てるということで、その場として子ども・子育て会議の設置が国では義務になっております。

市町村の設置は努力義務という形になりました。

一関市の場合は、一関市子ども・子育て会議を設置しておりますので、そちらで委員からさまざまな意見をいただきながら、計画等を策定しているところでございます。

施行時期は平成27年4月ということです。

次の3ページですけれども、こちらは子ども・子育て支援新制度の概要ということで、事業を表にまとめたものでございます。

大きく分けると、この縦のくくりになるのですが、「子どものための教育・保育の給付」ということで、ここは幼稚園だったり保育園だったり、そういったものについてのところでございます。

認定こども園、幼稚園、保育所に対しては、運営費を施設型給付費ということで支出します。

それから小規模保育事業については、地域型保育給付費ということで、先ほどお話しした2つの給付があります。

こちらのほうは後ほど説明します。

次の2列目ですが、「子育てのための施設等利用給付」でございますけれども、こちらは令和元年10月から、幼児期の教育・保育の無償化が始まりました。

そこで保育園、幼稚園以外の部分で、新制度の対象にならない部分についても無償化されました。

利用者が本来負担していたものを国なり県、自治体が負担するための費用が施設等利用給付という形で創設されてございます。

次に、3列目ですが、「地域子ども・子育て支援事業」ということで、子ども・子育て支援制度は大きく分けて、保育園、幼稚園の教育保育の部分と、それからこの「地域子ども・子育て支援事業」の2つになります。

子ども・子育て支援事業は地域の実情に応じて実施していくのですが、全部で13事業がございます。

そのメニューがここに並んでございます。

また後ほど説明させていただきます。

一番右側については国が実施する「仕事・子育て両立支援事業」ということで、企業主導型保育事業だったり、国が直接実施するものを記載してございます。

次のページをお開きください。

4ページ目ですが、子ども・子育て会議の設置についてということです。

国では、設置が義務になっていきますけれども、これが市町村と都道府県においても努力義務になりましたということでございます。

その子ども・子育て会議の役割はどのようなことかというのが、下の欄にあります。

Qで地方版子ども・子育て会議の役割は何かというところで、Aの赤文字で書いてある部分が役割になります。

1つ目は、教育・保育施設、それから地域型保育事業の利用定員を定める場合に、意見を聞いたり、それから2つ目としましては、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定しますが、その際に意見を聞く、それから変更の際、意見を聞くということです。

それから3つ目としましては、子ども・子育て支援に関する施策の事業を総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審査を行うという、この3点が大きな役割になってございます。

下の部分は特に留意する点ということで書いてありますので、説明は省略します。

次に、5ページからは、「すくすくジャパン！」ということでまた別な資料がついてございます。

内容は一部重複する部分がありますけれども、ちょっと飛ばしながらいきます。

6ページをごらんください。

こちらは先ほどの趣旨と同じようなことが書いてございます。

青色の旗印の2番目、「もっとも身近な市町村が中心になって進めます」ということで、市町村では家庭の状況や市へのニーズをしっかりと把握して、5年間の計画を策定しますというようにありますが、一関市では令和2年3月に第二期の子ども・子育て支援事業計画を策定してございます。

期間は令和2年度から令和6年度までの5カ年間の計画でございます。

次に、7ページをごらんください。

子ども・子育て支援新制度は、「支援の量を拡充」と「支援の質を向上」させるということで、支援の量の部分では1つ目の黒ポツ、子供の年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を行いますということと、それから2つ目の黒ポツで、待機児童を解消して、教育・保育の受け皿をふやします、これが大きなところです。

質の向上につきましては、ここでは例として2つございます。

例えばということで、幼稚園や保育園、認定こども園の職員配置の改善ということです。

この例では、職員1人が担当する子供の数を改善しますということで、保育園などで3歳の子供を職員が見る割合はこれまでは、お子さん20人に対して職員1人ということでしたけれども、15人に対して1人ということで、改善した場合には加算をつけますというところです。

ですので、ほとんどの園が15人に1人の配置で現在、実施しているところで、手厚くなっているかなと思います。

それから右側ですけれども、今度は職員の処遇改善ということで、職員が保育の現場に定着して、さらに質の高い人材の確保を目指すということで、職員の賃金アップだったり、研修を実施した場合に加算をつけるということで、これも各園で取り組んでいただいているところでございます。

それから一番下の「仕事・子育て両立支援」ということで、これは平成28年度に創設されたものなのですが、企業から拠出金をいただきまして、その拠出金を使って企業主

導型保育事業などを整備する場合に助成をするという事業です。

これは国で実施している部分なのですが、一関市でも1カ所、駅前のクラリス保育所というところがございます。

次に、8ページをごらんください。

こちらは、教育、保育について説明する資料でございます。

教育・保育施設には、幼稚園と認定こども園、それから保育所、次の9ページの地域型保育というのは教育・保育施設とはちょっと違うのですが、地域型保育事業所ということになります、それぞれの特徴が記載されてございます。

幼稚園は3歳以上のお子さんということです。

認定こども園は、ゼロ歳から5歳までのお子さんが利用する施設なのですが、2つのポイントがありまして、1つ目としましては、3歳から5歳までのお子さんについては、保育園は保護者が働いていないと入れないのですが、この認定こども園は保護者が働いているとかいないとかということにかかわらず継続して入れます。

就労状況にかかわらず継続して利用できますというのが1つ目のポイントです。

それから2つ目のポイントとしましては、子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子供の御家庭も支援しますということで、地域の子育て支援機能を認定こども園は持っているということになります。

保護者からの相談だったり、園開放で認定こども園を利用させたりということが出来る施設になります。

9ページの保育園については、説明を省略します。

新しくできた地域型保育事業ですけれども、こちらは待機児童を解消するために3歳未満のお子さんを扱う保育所で、定員が20人未満でございます。

保育所は20人以上ではないとだめなのですが、そこまで大きくない一歩手前の19人までの定員でできるのが地域型保育になります。

この中には4種類ございまして、家庭的保育ということでこちらは定員5人までの施設になります。

6人から19人までの保育は、小規模保育ということになります。

それから3番目の事業所内保育は、会社の事業所の保育施設で、会社の従業員のお子さんのほかにも地域の子供も受け入れるというような事業所内保育、それから居宅を訪問する居宅訪問型保育というのがあります。

一関市ではこの3番と4番を実施しているところはございません。

次に10ページをごらんいただきたいと思います。

認定についてということで、この子ども・子育て支援新制度になりましてから、認定制度というものが新たにできました。

施設を利用する場合には、認定を受ける必要が生じております。

「あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？」という表がありますが、まずお子さんの年齢が3歳以上か3歳未満か、それから保育を必要としているか必要としていないかというところで、順番にはいいえでこのようにくるのですけれども、まず認定区分の1号認定というのがございます。

こちらは3歳以上のお子さんをお持ちで、保育を必要とする理由がない方は1号認定

ということで、教育の認定になりますが、この方が利用できるのは、幼稚園と認定こども園の教育部門になります。

同じく3歳以上で保育を必要としている方は、2号認定ということになりまして、この方は認定こども園の中の保育部門の利用になります。

あとは保育所が利用できます。

次に、3歳未満、ゼロ歳から2歳までのお子さんにつきましては、まず保育を必要としている方は3号認定ということになりまして、保育園、それから認定こども園のほかには地域型保育、先ほどの新しくできた地域型保育が利用できます。

保育を必要としていない方は、認定の必要はないということになります。

次に、11ページになりますけれども、保育所等で保育を希望される場合は保育認定を受けられるかどうかというところで、保育園等が利用できるかどうかということが決まってきます。

保育の必要な理由としましては、ここに記載してありますとおり就労だったり、妊娠、出産、保護者の疾病、障害、あとは家族の介護、看護、求職活動、就学、あとはDVとか虐待とかありますが、この黄色く色づけされている部分が、新しい制度になって拡充された部分になります。

これまで育児休業を取得した場合は、上のお子さんが保育園に入っているとお母さんが家にいるからということで退園しなくてはいけなかったのですが、入所しているお子さんについては継続利用ができるということになってございます。

次に②としまして保育の必要量でございます。

これは同じ保育を必要とする理由の中でも、その内容だったり、あとはどれくらいの状況なのかということで、保育の標準時間と短時間という2つの認定に分かれます。

最長の場合、標準時間の場合は最長11時間まで受け入れすることができます。

これはフルタイムの方の想定時間ですし、それから保育短時間という方は最長で9時間程度までしか受けられないということで、パートタイムで就労している方などはこちらのほうの認定になるということになります。

続きまして12ページをごらんください。

次に、施設ごとに利用の方法ということで、手続の流れが1号認定、2号・3号認定によって違ってきますという表です。

1号認定の幼稚園とか認定こども園の教育部門については、直接幼稚園などに申し込みをしていただきます。

そして、そのあとに施設と契約をしていくという形になりますが、2号・3号認定の場合は、保育所、認定こども園、地域型保育を利用する場合は、市町村に申請をしていただいて、まずは認定を受けていただいて、どれくらいの保育が必要かというところの認定を受けていただくようになります。

そして次はどこの保育園を希望するかということで、入所の申し込みということになります。

あとは、希望する施設などを何カ所か書いていただいた中で、市のほうで保護者の方の意向を尊重しながら、入れる施設をとにかく探して調整、入所調整を行い、入所先が決まるという形になります。

次に、13 ページになります。

保育料についてでございます。

保育料につきましては、認定の区分や保護者の所得に応じて決まっております。

まず、保育料の基準というのは国で上限額が決められており、その範囲内で市町村で決めることになってございます。

一関市の場合は、国の基準のおおむね半額程度に軽減された保育料としているところでございます。

①としまして、保育料は保護者の所得をもとに計算します。

次に、多子世帯やひとり親世帯などについては、軽減があります。

ここの網掛けにした部分、保育料の無償化より制度が変わりましたので、次のページに別の表をつけております。

こちらをごらんいただきたいと思っております。

2号、3号認定は、保育を利用している方については、小学校就学前の範囲において、施設を同時に利用する最年長の子供から順番に第2子が半額、第3子以降は無償となります。

それから2つ目ですが、年収約 360 万円未満相当の世帯については、第2子は半額、第3子以降は完全無償になります。

こちらについては、平成 28 年度から年齢制限が撤廃されていますので、小学校就学前といった範囲はございません。

米印ですが、1号認定については、令和元年度の幼児教育、保育の無償化によって、多子世帯とかにかかわらず、みんな幼稚園部門については無償になっているということになります。

ですので、この表は、2号、3号認定の場合の表になってございます。

下の具体的な例をごらんいただきたいのですが、左側は全て就学前のお子さんという場合ですが、こういった場合は、5歳児のおさんが第1子が1番目、4歳のお子さん第2子が2番目、2歳のお子さん第3子が3番目というように数えます。

3歳以上のおさんは無償化の対象ですので、利用者負担は無料になります。

それから2歳の3番目のおさんは、第3子ということで無料になります。

真ん中の例ですが、ここでは1番目のおさんが小学校3年生ということで、小学校のおさんの例でございます。

この場合、保育園では、小学校のおさんはカウントしませんので、4歳の第2子を第1子としてカウントします。

2歳の第3子のおさんが2番目、第2子扱いということになりますので、3歳以上のおさんは保育の無償化で無料ですが、2歳のおさんは第3子なのですが、第2子、2番目というカウントになりますので、半額になるというのが国の制度でございます。

ここのところ、一関市の場合は、独自に多子の軽減をしてございまして、年齢制限なく扶養しているおさんの上から順番に1番目、2番目、3番目とカウントしますので、一関市の場合は、第1子が1番目、第2子が2番目、第3子が3番目ということになります。

ですので、国の基準であれば半額のおさんが、一関市の基準ですと無料になるとい

うこととなります。

ここは独自の部分です。

あと右側の年収 360 万円未満相当世帯ということではありますが、ここは年収 360 万円相当世帯の中にはひとり親世帯だったり、あとは障がい者世帯、障害者手帳を持っている家族がいたり、あと生活保護の世帯だったり、そういった方が入ってきますけれども、この方の場合は年齢制限がなく、第 1 子は 1 番目というカウントになります。

ですので、第 2 子は 3 歳以上だから無料だし、2 歳の第 3 子は第 3 子とそのまま数えますので無料ということになります。

保育料の考え方については以上でございます。

続きまして 15 ページですが、これは幼児教育・保育の無償化の例ということで、令和元年 10 月から始まっている無償化の例を載せてございます。

両方とも 3 歳以上ですが、上の欄は保育が必要だということで認定を受けているお子さんの場合です。

幼稚園、保育園、認定こども園、それから障がい児の発達支援は無料になります。

それから幼稚園の預かり保育については、幼稚園の利用料は無料なのですが、それに加えて預かり保育の分も月額 1 万 1,300 円まで無料になるというところなんです。

それから、これまでは国などから助成のなかった認可外保育施設の利用だったり、一時預かり事業だったり、そういったところも保育が必要なお子さんについては無償の対象になるということになります。

次の 2 段落目は、保育の必要性が認定されないお子さんについても、幼稚園部門については無料ですし、障がい児の発達支援についても、3 歳以上のお子さんは無料になりますというところなんです。

次のピンクの枠で囲まれているところですが、ここは 2 歳までのお子さんについてです。

2 歳までのお子さんについては、非課税世帯の場合だけが軽減、無償の対象になりまして、認可外保育所の場合は、月額 4 万 2,000 円までが無料になります。

3 歳以上は全員無料になるのですが、2 歳以下は非課税世帯の方だけが無料になるということになります。

次に 16 ページをごらんください。

こちらは地域の子ども・子育て支援事業を書いております。

こここのところに丸で書いているのが 10 項目あります。

先ほど 13 事業あるというお話しをしましたので、このほかに 3 事業ございます。

資料の 23 ページをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうに 13 事業がどういったものがあるかということで事業の概要とそれから令和 2 年度の一関市の事業の名称、決算の状況、利用状況を記載した表でございます。

まず 1 点目は、利用者支援事業ということで、こちらは子育て家庭や妊婦さんの困りごと、相談に応じたり、それから保育園の入所の相談だったり、そういったところの事業でございますが、一関市の場合は、保育園の相談に応じる保育コンシェルジュという方がおりますし、それから母子保健係のほうで、子育て世代包括支援センターというものを設置しておりまして、その母子保健コーディネーターが、妊婦の方等、それから

小さいお子さんを育てている方の相談に応じているというような状況です。

次に、2番目は地域子育て支援拠点事業ということで、これはお子さんと保護者の方が相互に交流を行う場所を提供して、相談を受けたり、情報交換をしたりということをやっていますということで、右側に地域子育て支援拠点事業としては、おやこ広場、保健センターでやっているふれあいひろば、それから各地域に出張して行っている子育てひろばなどを行っております。

3番目は、妊婦の健康診査ということで、こちらは妊婦健診、産前14回の妊婦健診等々を行っております。

それから4番目は、乳児家庭全戸訪問事業ということで、これは生後4カ月までの乳児のいる家庭に、保健師とか助産師が訪問して、子育ての不安だったり悩みを聞いたり、子供の健康状態を把握したりということで実施しております。

次の養育支援訪問事業ですが、そういった乳幼児全戸訪問、それから乳児健診でちょっと養育で困っているお子さん、苦勞している困難な家庭があるという場合には、訪問して支援するというような事業です。

次の6番目は子育て短期支援事業ということで、これは保護者が病気だったりして一時的に家で子供を保育できないという場合に、児童養護施設において、保護して、泊まりに行ったり、保育していただくという事業でございます。

一関市の場合は一関藤の園にお願いしております。

それから次のファミリー・サポート・センター事業ということで、こちらは子供をお持ちの保護者の方とそれからその子供を預かってもいいよという、会員の相互援助活動にかかわる事業でございます、一関市の場合は一関市社会福祉協議会にお願いして、頼まれたり頼んだりというようなことの事業を実施してもらっています。

8番目の一時預かり事業ですが、こちらは2つございます。

1つ目のポツは幼稚園型の一時的預かり事業で幼稚園の普段の教育時間はおおむね4時間なのですが、その前後、あとは長期休業、幼稚園は夏休み、冬休みがありますので、その長期休業の際に預かる事業でございます。

2つ目のポツは、家庭で保育している方が一時的に保育できない場合をお願いする、お預かりする一時預かり事業というのがございます。

9番目の延長保育事業については、認定こども園や保育所で、通常の保育が終わった後にもう少し長く預かってもらうというようなところでございます。

10番目の病児保育事業につきましては、病児・病後児に病院とか保育所で、看護師が一時的に保育を扱う事業と、それから2つ目のポツは、保育園での保育中に体調不良になった時に保護者が迎えに来るまで、看護師が看護しているという2つの事業がありますが、右に書いてある体調不良児保育事業というのが、2つ目のポツの部分になってございます。

一関市では、上のポツの病児保育事業が、現在ちょっとお願いしていた医院が閉院になってから、休止状態になっております。

次ですが、11番目は放課後児童健全育成事業ということで、こちらは小学校のお子さんが家に帰っても誰も保護者がいないという場合に放課後児童クラブというところで、遊びや生活の場を提供するというものでございます。

12 番目ですが、実費徴収補足給付事業ということで、こちらは保護者の世帯の所得の状況に応じて、低所得者の方に対する支援でございます、保育園とか幼稚園で保護者が支払う教材費や行事費の費用を助成するものでございます。

最後に 13 番目ということで、多様な事業者への参入促進、能力活用事業ということで、保護者のニーズに沿った多様な事業者が新規参入しやすいようにということで支援を行っていくという事業です。

この 13 事業が子ども・子育て支援新制度の事業になります。

資料に戻っていただきまして、18 ページには利用者支援事業のもう少し詳しいものが書いてございますし、19 ページは放課後児童クラブについて記載してございます。

このところで、放課後児童クラブの真ん中に「放課後子ども総合プランの概要」ということで書いていますが、放課後児童クラブと似ているもので、「放課後子供教室」というのが、聞いたことがあるかと思いますが、こちらは全ての児童が利用できるもので、放課後児童クラブは留守家庭のお子さんが対象なのですが、「放課後子供教室」は誰でも参加できる教室になっております。

この 2 つの事業を一体的に推進していくというのが、国の思いでございます。

「放課後子供教室」に参加していろいろな経験をして、あとは時間になったら「放課後子供教室」だけに参加しているお子さんは帰りますが、留守家庭のお子さんは放課後児童クラブのほうに来て、保護者が迎えに来るまで待っているというような、そういったものを全小学校区に 1 カ所ずつつくるとというのが国の目標になってございます。

20 ページ、21 ページは、よくある質問ということでこちらは後ほどごらんいただきたいと思えます。

資料 1 の説明は以上になります。

よろしく申し上げます。

引き続き資料 2 について、宮野課長補佐から説明させていただきます。

委員長：宮野児童家庭係長。

児童家庭係長：資料ナンバー 2、一関市の保育の状況について、私のほうから説明します。

初めに、1. 令和 3 年度教育・保育施設の種別別入所状況についてでございますが、教育・保育施設の種別としましては、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業、児童館が市内にございます。

認定こども園は、市内に 18 施設ありまして、施設の定員を合計した人数が 2,081 人です。

令和 3 年 4 月 1 日現在で 1,720 人、12 月 1 日現在で 1,821 人が入所しているという状況です。

同様に保育所は市内に 18 施設あり、1,235 人の定員に対して、4 月には 909 人、12 月には 951 人が入所しております。

幼稚園は 10 施設で、このとおりの定員で、12 月には 270 人が入所しています。

地域型保育事業は、定員が 5 人以下の家庭的保育事業が 6 施設、それから定員が 6 人から 19 人までの小規模保育事業が 3 施設あります。

4月には54人、12月には84人が入所というような状況です。

児童館については、市内では、今、田河津児童館が1カ所ございまして、現在5人が入所しているというような状況です。

参考として、同市内には上記施設のほかに、認可外保育施設が7施設ありまして、こちらについては10月1日現在で把握しているところでは85人が入所している状況です。

また、3ページには、この施設の一覧がありますので後ほどごらんいただければと思います。

また就学前の児童数が、4月現在では3,700人、12月現在では4,034人というような状況になっております。

続きまして、2. 令和3年度保育施設等の入所・待機児童数の月別状況について申し上げます。

上段のところは保育施設等の定員と入所児童の月別状況をお示ししております。

ここでは、保育を必要とする事由が求められております保育所、認定こども園の保育部門、それから地域型保育事業、あわせて45施設についてお示ししております。

一関・花泉地域の西地区と、旧東磐井地域の東地区に区分してお示ししておりますが、合計で申し上げますと、定員が2,851人に対しまして、4月の入所は2,372人、年度途中の入所等がありまして、12月には2,522人入所しているという状況です。

その下、下段のほうに、国基準の待機児童数と国基準以外も含めた実待機児童数をお示ししております。

国基準待機児童数は、4月1日現在でゼロ人であり、平成29年から5年連続のゼロ人を達成しておりますが、12月1日現在では6人の待機児童が発生しているというような状況です。

実待機児童数は、国基準の待機児童も含んだ数字となりますが、4月時点では14人、12月時点では63人というような状況になっています。

待機児童については、次のページで御説明を申し上げます。

続いて2ページ目を説明いたします。

3. 保育を必要とする事由についてですけれども、保育所等へ入所できる児童は、児童の保護者が、次のいずれかの保育を必要とする事由に該当することが認められる場合でありまして、1つは就労していることという要件がございます。

就労以外の事由としましては、妊娠中であるかまたは出産後間もないこととか、病気やけが、障がいのため保育が困難である、あるいは同居の親族の介護、看護を行うこと、それから災害復旧であるとか、求職活動中であるとか、就学中、育児休業、あるいは虐待、DVのおそれがあるため保育が困難であること、こういった保育を必要とする事由が認められるということが、入所の要件になっております。

待機児童につきましては、これら保育を必要とする事由があつて、保育施設への利用申し込みを行っているけれども、利用できない児童のこととございます。

ただし、待機児童については国の基準が定められておりまして、待機児童にカウントされないケースというのが示されております。

この表の下に、国基準以外の待機児童となる主な理由というところをお示ししておりますが、1つは、特定の園を希望し、第5希望まで申し込みをしていない場合、それか

ら育児休業の延長のために、保育所等への入所が待機となっていることの通知を必要として、申し込みをしている場合というのがあります。

利用申し込みを出しているけれども、待機を希望しているというのも実待機児童数には含まれております。

それから既に保育所等を利用しているけれども、より自宅近くの保育所等への転園を希望して、さらに申し込みをしている場合、こういった場合も国基準以外の待機児童ということになっておりまして、これらが1ページにありました63人というところが今の状況でございます。

続いて4. 職員の状況についてでございますが、保育士の必要数を算定する上での配置基準と配置人数について、こちら一関あおば保育園を例にお示ししているものです。

左側のほうに、年齢、配置基準、児童数、職員数とありますけれども、これはゼロ歳児であれば、児童3人に対し保育士1人が必要という意味になっております。

一関あおば保育園には、ゼロ歳児が14人入所していますので必要な保育士数は4.67人というようになるもので、同じように1歳児は6人に対して1人の保育士が必要で、児童数が23人入所していますので必要保育士数は3.83人となります。

2歳児は児童6人に対し1人の保育士が必要、3歳児は15人の児童に対して保育士1人、4歳児と5歳児は30人の児童に対して保育士1人というような基準がありまして、一関あおば保育園は合計で137人入所しておりまして、必要保育士数は15.8人となりますので、基本保育として必要な保育士の人数は16人というような積算になります。

このほか、早朝の時間とか、延長時間、あるいは土曜日などに保育施設を利用する児童数の状況、それから障がいをお持ちの児童について、通常の保育士のほかに配置を必要とするケース等もあります。

そういった状況に応じて職員を加配しております。

一関あおば保育園では、基本の人数のほか、現状で14人の保育士が必要というような状況になっておりまして、合わせて30人が必要というような積算になっております。

現在、一関あおば保育園では、正職員が18人、会計年度任用職員が19人、計37人が勤務しております。

会計年度任用職員はフルタイムの職員のほか短時間勤務職員もおりますので、常勤換算した場合には、32人相当が勤務しているというような状況でございます。

他の園についても同様に、児童数などから、必要な保育士数を積算し、あとは、年度途中の増加を加味して配置しているというような状況です。

資料2の説明については、以上です。

よろしく申し上げます。

委員長 : ありがとうございます。

また、開会に当たりましては、年頭の御挨拶をいただきましてありがとうございます。

本日の委員会に際しましては10月29日の委員会で、待機児童についての話題があり、今般、保健福祉部に説明をお願いしたところでございます。

これより質疑、意見交換を行います。

挙手の上、お願いいたします。

猪股委員。

猪股委員：先ほどの説明では認定こども園、幼稚園、保育園等の所管が内閣府に一本化されたということでしたが、一関市の対応というのは何か変化があるものかどうかということの確認です。

児童家庭係長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：御存じのとおり保育園、認定こども園もそうなのですが、保健福祉部のほうで担当しておりますし、幼稚園については、現在、教育委員会で担当しております。

これについては、国の動きなどもありますので、さらにこども家庭庁に集約するというような話もあるのですが、そちらのほうも結局は幼稚園の部分は文部科学省に残しながらというような部分があるようですが、一関市立幼稚園について、今、統合の動きがございますので、そちらのほう落ち着いた段階で少し検討していかなければいけないかなというようには感じているところでございます。

委員長：猪股委員。

猪股委員：わかりました。

もう1つなのですけれども、放課後児童クラブの整備の部分については、整備するに当たっての1人当たりの基準面積の変更はないのでしょうか。

今から、いろいろなところで小学校が統合され、新設校ができていますので、そこに放課後児童クラブが併設となるのですけれども、現状的には補助基準は狭いというように聞いているのですけれども、その辺の基準は特に変更はないのでしょうか。

委員長：黒井子育て支援課長。

子育て支援課長：運営上の基準については、市の条例で決めておまして、児童1人につきおおむね1.65平方メートルということになっております。

市では変更する予定は今のところはないところでございます。

委員長：猪股委員。

猪股委員：その基準というのは国の基準なのですか、それとも市単独の基準なのですか。

委員長：黒井子育て支援課長。

子育て支援課長：この面積につきましては、市の基準でございます。

国で定めた基準を参酌し、条例で定めております。

委員長　：猪股委員。

猪股委員：今のところはこの基準のままということで、特に今回改正になるというわけではないのですね。

委員長　：黒井子育て支援課長。

子育て支援課長：以前は、放課後児童クラブの面積については、国がガイドラインで示していた程度で、はっきりした基準というものはなかったのですが、この子ども・子育て支援新制度になってから、市が条例で基準を定めなさいよという形になりました。

それで、市としましては児童1人につきおおむね1.65平方メートルという基準をつくりまして、それが5年間の経過措置がございまして、この間それが経過したところなのですけれども、もう少し広くしたいというお話しも受けているところですが、そうすると今ある建物の利用児童数を減らすと、定員を減らしていかないといけない施設もございまして、すぐにそういった基準を広くというのはなかなか今の時点では難しいのかなと思っております。

委員長　：猪股委員。

猪股委員：物理的にはそのとおりなのでしょうけれども、一般的な対応としては空き教室を利用すると教育委員会ですべて対応可能なのではないかなと思っております。

以上です。

委員長　：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：学校の管理のお話しになってきますと、空き教室、午後3時を過ぎると教室は空いているだろうというように思われるのですけれども、なかなか校長先生などから区分して管理したいということで、ここからここまでは放課後児童クラブの分で、そちらに専用の出入口があるということで、こちらから先には入ってくるなよというような管理をしたいという部分があつて、教室が空いているところを使えばいいというようなところには、なかなかない実情があるということもお伝えしておきますが、教育委員会のほうとも協議していきたいと思っております。

委員長　：猪股委員。

猪股委員：ほかの事例を見ると、それは運用の仕方です。いろいろ対応の仕方はあるようです。

そこは、今おっしゃられたように検討いただければと思っております。

以上です。

委員長　：菅原委員。

菅原委員：職員の配置について、一関あおば保育園の例があるのですが、その職員の配置は園長が決めているのでしょうか。

行政はあまりそういうことにはかかわっていないのでしょうか。

委員長　：黒井子育て支援課長。

子育て支援課長：保育士の配置については、園内で、園長、副園長などが大体シフト表をつくっております。

それで入所しているお子さんの年齢、人数、それから朝夕の実際にその時間帯にいるお子さんの人数も、その時間帯によって違いますので、そういったところを見ながら、合同保育をしたり、クラスに分かれたりというようなところでシフトを組んでいるところです。

委員長　：菅原委員。

菅原委員：これで、児童数に対しての職員の基準は満たされているということはわかりました。

ところが、職員の育休産休によって実際の定員に満たない事例があると思うのですが、その職員が足りないということはあるのでしょうか。

実際には職員が足りていないような気がするのですが、いかがなものでしょうか。

委員長　：黒井子育て支援課長。

子育て支援課長：市では、職員が育休産休に入った場合は会計年度任用職員を公募して、補充するというようなことで対応しているのですが、実際は公募してもなかなか応募がないという保育園も多く出てきております。

ですので、あとは保育士の資格のない方、そういった方に補助に入っていて協力をもらいながら、なるべく多くの子供をお預かりするような体制を組めないかというところで検討しながらやっているところです。

委員長　：菅原委員。

菅原委員：市がすごく努力されているということはよくわかりました。

その上で、募集してもなかなか会計年度任用職員の応募がないということなのですが、保育士の労働条件などはどのようになっているのでしょうか。

きょうの資料では上がってきてはいないのですが、保育士の労働条件、労働条件がよその市よりも足りていないと応募がないと思うのですが、その辺はどのように捉えているのでしょうか。

委員長：黒井子育て支援課長。

子育て支援課長：労働条件的には、会計年度任用職員になりましてから、福利厚生の方は正職員と同じような日数で休暇をとれたりとか、特別休暇をとれたりということもありますし、保険なども加入したりということがあります。

それで、実際この資料で見ていただいた一関あおば保育園の例ですが、保育士の会計年度任用職員が19人いますが、常勤換算でいうと14人です。

勤務時間がフルタイム以外の週30時間勤務の方や、週25時間勤務の方、それから月65時間以内の方、いろいろな任用方法があるのですが、フルタイムで働いていただきたいと思っても短時間がいいとか、あと旦那さんの扶養に入れる範囲で働きたいとか、そういうような方も多い。

短時間だったらいいよという方も多いのが実情です。

ですので、資格を持っている人の人数はある程度いると思うのですが、実際に勤務を希望すると言われると難しいところがあって、しかも短時間の方は、朝とか夜ではなく、昼間に働きたいという方が集中してくるものですから、そうなってくると朝晩の人手がちょっと手薄になってしまったりというようなことも課題になっております。

労働条件だけではないのか、働き方の選択の部分もあるのかなと思います。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：その職員の配置についてと労働条件というところで2点質問したいのですが、小規模の保育園になりますと、例えばそれは園長先生の裁量で職員を配置するという事なのですが、1歳児、2歳児を1人で見ている、1歳児、2歳児が3人しかいないけれども、職員の配置がそれ以上できないというところでは、1歳児、2歳児が3人いても1人の職員で見ているとか、その手がかかる3歳児、4歳児も一緒のクラスだとか、そのような状況が小規模だと起こっている。

園児数によって、職員の数が決まっていくので、大変手がかかる場所にも手薄な状況で、会計年度任用職員は資格がないと補助ということで、必ず職員がつかなくてはいけないという状況があるので、なかなか保育士が休暇をとれないとか、そういう状況、労働条件にもなりますけれどもあるということと、昼休みの休憩時間とかが全く保障されていなくて保育園にもよると思うのですが、お弁当も食べたらすぐにお便り帳を書き始めたりとかするというような状況なので、職員の配置というのがこういう配置基準だけではないと、小規模とかがもう少しこの職員の配置数を考えないと大変だなと感じています。

委員長：黒井子育て支援課長。

子育て支援課長：公立施設につきましては、保育士の休憩時間というのは決まっておりますので、保育園などでまとめてとれない時は分けてとる方法もあるのですが、そこは確保しているというように捉えております。

そこは園の中で工夫しながら、大変苦勞されている部分だとは思いますが、工夫されながらとっていただいていると思っております。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：お昼寝してくれれば、お便り帳も書けるのだけれどもというところで、実態はそうではないというところを把握していただきたいと思います。

以上です。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：1点だけお聞きしますけれども、実際の働き手、その先生の側の問題、それからお子さんを預けたいという親御さんから見たという問題、両方あると思うのです。

それで、資料ナンバー2の1ページのところに、国基準の待機児童数と実待機児童数と2つありますが、この実待機児童数のほうなのですけれども、これをゼロにする、多分ものすごい労力といいますか、コストも含めてかかると思うのですけれども、これはどうしようとしているのか、そのためには何をどうやっていこうとしているのか、ここを例えば4月1日だと待機児童はいませんということになります。

でも途中になってくると、産休明けて8月から会社に戻らなければいけないとか、9月から戻らなければいけないとなったときにお願いしますと言ったら、すみませんちょっと保育士がいないので無理ですという話がよくあるわけです。

数字で見れば、1人とか2人とかかもしれません。

ただ、預ける側の親御さんから見ると一大事なのです。

その一大事を行政として今後どのような方法で解消していこうとしているのか、どういう方向に行こうとしているのか。

そこをお聞きしたいと思います。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：先ほど実待機児童が出ている、国基準以外の待機児童の実際の主な理由というところでお話したとおり、大きな理由として3つをそこに列記したものでございます。

例えば、お兄ちゃんお姉さんがこの園に入っているから、ぜひ2番目、下のお子さんも同じところに入れたいというようなことで第2希望以下を書いていない方もいらっしゃると思いますが、そういうところも書いていただきながら、あとは今年度は別になつたけれども、新年度になったら調整するなどできる部分もあるかと思います。

それから、あとはその2つ目にありました育児休業をとりたいがために申し込みをしているというようなことも実際は結構な数でいらっしゃると思いますが、そこについて逆に解消してしまうと何てことをしてくれたのだというような話にもなりますので、それはちょっとひとつ置いておく部分もあろうかなというように思います。

そんなところも含めながら、先ほど事業の紹介の中で保育コンシェルジュというよう

なことで、保育園に預けたい方々の相談なども受けております。

そういう中で調整をしながら、可能な限り実待機も含めて、解消に向かうように努力はしていかなければいけないなというように思っていますが、保育園だけではなく家庭的保育などの部分では、現在地域型保育事業ではその定員 86 人に対して、今は大体いっぱいにはなっているのですけれども、そういう部分で御協力をいただきながら、可能な限りゼロには近づけてまいりたいというように考えております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：同じ資料の 2 ページの今部長が説明したところ、このアスタリスクがついた国基準以外の待機児童となる主な理由の①、②、③のところを多分お話されたと思うのですけれども、その②のところはよくわかります。

この①と③、裏返してみるとこの広い一関市、すぐ近くに保育園があつて、2、3キロメートル行けばまた別な保育園があるというわけではなくて、何十キロメートルもいかない保育園がないわけです。

保育園と保育園が何十キロメートルも離れていて、職場がこちらとか、職場はあちらとか、さまざまな各家庭の事情によってそういうやむを得ないところもあるかもしれませんが、ただ、そういうところを見てやはり本当にこの話はずっと昔からあるのです。

制度がいろいろ変わって、認定こども園になっても何になってもこういう話は年度の中で必ず出てくるので、そこは本当に何といいますか、サーチライトを当てるようにしてよく見ていただいて、どうしたらそれがゼロに近づいていくのかというところをぜひ取り組みとしてやるべきだと私は思いますので、この辺について何か御見解があれば、お願いしたいと思います。

委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：10 年以上前から子供の数が減っているということで、ここを乗り切れれば何とかなのではないかということで、保育園の定員をふやしていただいたりしてそういうような取り組みをしていました。

やはり最近、保育園の需要がふえて幼稚園の需要は逆に減っているという状況であります。

今の見込みでは、そのピークがあと 2 年ほどで需要は減っていくのかなというようなところもあるのですが、減るからいいということではないのですけれども、どうしたらそのゼロに近づけることができるかというようなところは真剣になって本気になって考えていきたいと思います。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：今の話の中の待機児童の関係で 36 人、27 人という人数があります。

この子供さんは、全員どこかの保育園とか施設に入っているという理解でよろしいの

でしょうか。

どういう状況なのでしょう。

委員長：黒井子育て支援課長。

子育て支援課長：この63人の中に、③の事由でどこかの園に入っていて転園を希望している方は2名だけになりますので、ほかの方々はどこにも入っていないという状況です。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：そうするとどのようにお子さんを預けられているといたしますか、園に入っていない方はどういう環境にあるのか、把握されていますか。

委員長：黒井子育て支援課。

子育て支援課長：例えば、家庭で見られている、施設には入っておりませんので、御家庭にいらっしゃるという状況です。

先ほど子供が減ってきているというお話がありましたけれども、12月時点で約2,500人のお子さんが入所しているのですが、実は昨年同期は2,600人ぐらいで、100人ぐらい多く入所しております。

ということで、子供は減っているのですが、それと同じように保育人材も減少してきていると思われま。

ですので、子供が減るから来年はクリアできるかと思うのですが、なかなか減らない、変わらないという状況になっております。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：そういう状況なので、やはり4月に減るのはわかるのだけれども、そういう状況を把握されていると思うのですが、その方々からもいろいろな意見が出てきていると思うのです。

だから、私たちも話はするのだけれども、やはり担当としても、解消に向けてその方々と向き合っていくといたしますか、いろいろな条件があるから、その辺で向き合っていないと、片方で保育士のなり手がいないという状況はわかるのですけれども、その辺の手だてをしていく、今後並行して手立てをしていく必要があると思います。

いろいろな方々でしょうから、条件をつける方々もいるでしょうし、第1希望に入りたいという人、いろいろな条件がある人もいるだろうし、さまざまだと思うのですが、やはり並行してそこを進めていく必要があると思うのですが、それはひとつゼロまで行くようなるべく改善していくというか、その方々の気持ちを緩和していくというか、その手だてが大事と思うのでよろしくお願ひします。

委員長：要望でよろしいですか。
千葉信吉委員。

千葉（信）委員：よろしいです。

委員長：この際、委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長：それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。
永澤委員。

永澤委員：先ほど来お話しを伺いました。

ありがとうございました。

やはり施策として、子育て施策が、市民のためになかなかないというような印象、感想を持っているところでございます。

それで、多分御存じと思いますが、最近放映されたもので委員の皆さんも御承知かと思いますが、千葉県流山市、子育てするなら流山市というようなことで、3万人から5万人ぐらいの人口の増加があったというような報道がありました。

ということで、他市の子育て支援について、当市でも市長が人口減少が一番の課題としておりますので、子育て施策においても大きく一歩踏み出すような施策を今回の予算に反映できればというように思っておりますが、いかがでしょうか。

以上です。

副委員長：鈴木保健福祉部長。

保健福祉部長：新年度の予算にぜひ反映をというようにございまして。

新年度予算編成も大詰めを迎えております。

既に要求している部分でできる部分、それから急いでやらなければいけなくて補正予算なりで計上してやる部分、あとは令和5年度の新年度予算に向けてやる部分、いろいろあると思いますが、可能な限り努力してまいりたいと思います。

副委員長：それでは委員長を交代いたします。

委員長：菅原委員。

菅原委員：私も意見を述べたいと思います。

東山地域には東山こども園、松川保育園、田河津児童館があります。

田河津児童館は今年度で閉館ということが決まっております。

松川保育園なのですが、老朽化とそれからかなり狭くなっていて、送り迎えができないくらい崖の上にあるのです。

見ていただきたいと思うのですが、本当に行って見てください。

本当に大変な場所にあるのです。

すごく狭いので私はお母さん方の通勤圏を考えると松川小学校の跡地、もしくは川崎地域に1つ認定こども園が設置できないかというような私はそういう構想もあります。

認定こども園を川崎地域でもいいかなと思うのは、一関地域、千厩地域、東山地域、大東地域への通勤を考えると川崎地域だったら皆さんが送り迎えができるのかなと、また藤沢地域の方も入れると思います。

認定こども園を1つふやしていただきたい、そういうことをやっていただきたいです。お願いしたいです。

意見です。

委員長：要望でよろしいですか。
菅原委員。

菅原委員：はい。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑、意見交換を終わります。
以上で、子ども・子育て支援制度についての調査を終わります。
当局の皆さんには、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。
休憩をいたします。

(休憩 16:42～16:50)

委員長：再開します。
次回の委員会についてお諮りいたします。
2月3日、午前10時に委員会を開催することとし、(1)第4次一関市食育推進計画について、(2)健康いちのせき21計画中間評価についての調査を行うことといたします。
調査に当たり保健福祉部長の出席を求めることにいたします。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。
議長を通じて、保健福祉部長の出席を定めることといたします。
後日、開催通知を送付いたします。
以上で、予定した案件の協議は終了いたしますが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

佐藤委員。

佐藤委員：12月通常会議のときに、奨学金の補助制度について、市のほうから社会福祉施設、障害者福祉施設も対象に入れていただいたのです。

今年度からということで、どのように施設の皆さんに周知していくのかというところを私、質問し忘れたところがありました。

それからそういう奨学金の補助制度があるということが、なかなか知られていないところなのかなと思っているのですけれども、高等学校の2年生とか、就職、将来を考えていらっしゃる子供たち、高校生に一関市ではそのような制度を設けているということ、なんらかの方法で周知したら、介護福祉士になってみようかなとか、そういうようなことで参考になるのかなと思っているのですけれども、奨学金を一関市が補助しているのです。

今回も10人の募集をしたのですけれども、実際は6人しかなかったというところで、それも少ないですし、もう少し知っていれば、奨学金を補助してくれるのだったら介護福祉士になろうかなとか、そのような選択肢がもう少し広がるのではないかなと思っているのですがいかがでしょうか。

委員長：佐藤委員は、奨学金の周知の方法について、市から話を聞きたいということでしょうか。

佐藤委員。

佐藤委員：今年度の2つあるのですけれども、障害者福祉施設も。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：そういうことについては、個別で、そういう案件は、所管、担当課に行って、直接話をしたほうが良いと思います。

委員長：よろしいでしょうか。

佐藤委員。

佐藤委員：わかりました。

もう1つが奨学金の補助制度を高校生たちに、こういう制度があるということをお知らせしたらいいのではないかなと思うのです。

教育民生常任委員会からお願いするとか、そのようなことはいかがでしょうか。

委員長：千葉信吉委員。

千葉（信）委員：議員として、直接所管課にお話ししたほうがよいと思います。

委員長　：よろしいでしょうか。
佐藤委員。

佐藤委員：わかりました。

委員長　：今、意見を頂戴しましたけれども、市では周知をしているという認識があったものですから、議員個人で確認をお願いいたします。
そのほか委員の皆さんから何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長　：なければ、以上で本日の委員会を終了いたします。
大変御苦労さまでした。

（午後4時54分 終了）